

山口県立美術館／山口県立萩美術館・浦上記念館
県立美術館メンバーズクラブ規約

(名称)

第1条 この会の名称は、山口県立美術館／山口県立萩美術館・浦上記念館 メンバーズクラブ(以下「メンバーズクラブ」という。)とします。

(目的)

第2条 このメンバーズクラブは、山口県立美術館及び山口県立萩美術館・浦上記念館の展覧会等を通じて、美術に広く親しんでいただき、地域文化の向上に寄与することを目的とします。

(事務取扱い)

第3条 このメンバーズクラブに関する事務は、山口県立美術館に設置する県立美術館メンバーズクラブ事務局(以下「事務局」という。)が行なうものとし、窓口は山口県立美術館及び山口県立萩美術館・浦上記念館の両館に設置するものとします。事務局は、山口県立美術館及び山口県立萩美術館・浦上記念館指定管理者サントリーパブリシティサービスグループ(以下「SPSグループ」という。)が運営するものとします。

(会員)

第4条 会員とは、本規約を承認の上、事務局にメンバーズクラブ入会の申し込みを行い、事務局が入会を認めたものをいいます。

2 会員が資格を有する期間は、事務局が入会を認めた日から、その年度の3月31日まで(以下「会員期間」という。)とします。

(会費)

第5条 会費は一般3,300円、学生(19歳以上の学生)は2,800円、シニア(70歳以上)は2,400円とし、会員は事務局の定めた時期および方法により、年会費を納入するものとします。ただし、年度途中で入会する場合においても同額とします。

(会員証の発行)

第6条 会員には、会員証を発行します。

2 会員証の所有権は事務局に属します。

3 会員証は、他人に譲渡若しくは貸与することはできないものとします。

(特典)

第7条 会員は、次のサービスを、所定の方法により利用することができるものとします。

(1) 企画展示(特別展)の観覧優待

5回目の利用まで無料とし、6回目以降は半額とします。両館いずれの企画展示でも利用できるものとします。

会員に同伴者がある場合、同伴者1名のみ無料特典を利用できることとし、当該利用にあたっては無料特典を1回利用した扱いとします。6回目以降の半額特典については、同伴者の特典利用はできません。

ただし、山口県美術展覧会及び貸館展覧会(美術館が主催者ではない展覧会)は除きます。

(2) 普通展示(コレクション展)の観覧優待

企画展示(特別展)と同時観覧の場合に限り、回数制限なく無料とします。

(3) 美術館の発行する情報誌等の送付

(4) 会員を対象とした事業やサービスの提供

(届出事項の変更等)

第8条 会員は、氏名、住所等、入会申込書に記載した事項に変更が生じたとき、その内容を事務局にすみやかに届け出るものとします。

2 会員は、前項の届出を怠ったために事務局からの送付書類等が延着又は不到着となっても、異議を申し述べることができないものとします。

(会員証の紛失、盗難等)

第9条 会員が会員証を紛失し、又は盗難にあった場合は、直ちに事務局へ連絡するとともに、所定の届出書を提出するものとします。会員証は原則として再発行しないものとします。

2 紛失、盗難その他の事由により会員証が他人に利用され、会員が損害を受けた場合において、事務局は、事務局に故意又は過失がある場合に限り、責任を負うものとします。但し、事務局の軽過失により会員に損害が生じた場合、事務局は、会員に現実に生じた通常かつ直接の損害に限り賠償の責任を負うものとします。

(退会等)

第10条 会員が虚偽の申告、会員証の転貸、その他規約に違反した場合、他の会員に迷惑をかけるなどして、会員としてふさわしくない行為を行なった場合、または暴力団員その他反社会的勢力等、会員として不適切と認められたとき、事務局は、会員の資格を取り消すことが出来るものとします。

2 会員はいつでも退会できるものとします。退会する場合は事務局に届け出るものとします。

3 退会又は資格の喪失が会員期間の途中であっても、会費は返還しないものとします。

(個人情報の利用目的)

第11条 会員の氏名、住所等入会申込書に記載された会員の個人情報は、次の目的で利用させていただきます。

(1) 美術館の発行する情報誌等の送付

(2) 会員を対象とした事業やサービスの案内

2 事務局は退会した会員の個人情報について、退会した年度の次の年度(4月1日から翌年3月31日まで)の1年間、会員の個人情報、利用履歴を保有・整理し、次の目的のために利用させていただく場合があります。

(1) 会員管理ほかメンバーズクラブに関する各種ご案内

(指定管理者の変更)

第12条 第3条に定めるSPSグループによる指定管理業務が終了し、指定管理者が変更となる場合、事務局は山口県又は山口県の指定する者に対して、個人情報を提供することがあります。

(規約の改定)

第13条 本規約は予告なく事務局が改定する場合があります。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、メンバーズクラブの運営に関し必要な事項は、事務局が別に定めるものとします。

附 則

この規約は、令和5年(2023年)4月1日から適用するものとします。